

介護保険制度

介護が必要な方を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度は、高齢者が住み慣れた

4月からの変更

①介護保険料が変わります

介護保険事業計画は3年ごとに見直しされ、平成27年度から新たな事業計画(第6期)が始まります。

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数と介護給付費は年々増加しているため、平成27年度から平成29年度までの介護保険料が見直されました。

●介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。

$$\text{基準額(年額)} = \text{町の介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(22\%)} \div \text{町の65歳以上の人数}$$

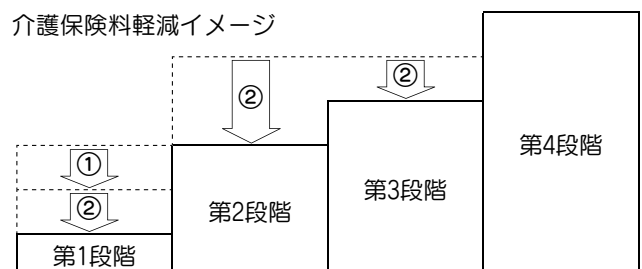
●町の介護保険料(平成27年度～)

所得段階	保険料割合	判定基準	年額保険料
第1段階	基準額×0.45	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	25,300円
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	42,300円
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	42,300円
第4段階	基準額×0.9	世帯に課税者がいて本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	50,700円
第5段階	基準額	世帯に課税者がいて本人は非課税	56,400円
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	67,600円
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	73,300円
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円未満の方	84,600円
第9段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円未満の方	95,800円
第10段階	基準額×1.8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円未満の方	101,500円
第11段階	基準額×1.9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	107,100円

●低所得者の介護保険料の負担を軽減します

介護保険料の見直しにより負担が厳しくなる第1段階から第3段階に該当する方へ、消費税増収分の一部を充当して介護保険料の負担を軽減します。

	保険料基準額に対する割合		
	本来の割合	①平成27年4月～	②平成29年4月～
第1段階	0.5	0.45	0.3
第2段階	0.75	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.75	0.7



◆問い合わせ 福祉課介護班 ☎84-1257